

清掃作業基準

この仕様書は、作業の大要を示すものであるから現場の状況に応じ、軽微な部分は、本書に記載のない事項であっても、工業技術センター監督員（以下「監督員」という。）が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、受託金額の範囲内で実施するものとする。

1 一般的事項

この作業の実施に当たっては、事務に支障のないように十分注意して実施し、作業上での衛生及び特に火気取締りを厳重に行うこと。

部屋によっては、精密な機械を据えつけているところも多く、衝撃、ごみ、火気及び湿気等は、特に故障の原因となるので、作業に当たっては、次の項目を十分注意して実施すること。

- ①ごみを飛散させないこと。
- ②清掃器具類を機械等にあてないこと。
- ③引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は、絶対に使用しないこと。
- ④水の使用に当たっては、十分注意し、機械その他に飛散させないこと。
- ⑤その他細部については、監督員の指示を受けること

2 使用材料

- ①作業に使用する材料は、すべて品質良好なものを使用すること。
- ②清掃に使用する材料、機械、器具類一切は、受注者の負担とし、電力、水道及びガスの使用は、工業技術センターの負担とする。

3 作業工程

- ①受注者は、定期清掃を行う際には実施工程表及びその方法をあらかじめ定め、これによる作業実施計画表を2部作成し、監督員に提出し、その承認を受けること。

4 損害その他

- ①作業の実施に当たり、構内の建物、工作物及びその他に対し、損害を与えたときは受注者の負担とする。
- ②作業の実施中、破損箇所を発見した場合は、直ちに監督員に報告すること。

5 個別基準

(1) 日常清掃（該当するものに限る）

1) ちり払い

ちり払いは、機械その他設備のあるところは必ず真空掃除機を使用すること。なお執務時間中に実施する場合は、真空掃除機によること。ちり払いをした際、近くの家具その他に蓄積したごみは、同時に取り除くこと。

2) 床掃除

- ①一般事務室の掃き掃除は、ごみ飛散防止のため、フロアブラシ類を使用し、入念に清掃する。

②アスファルトタイル、リノタイル、リノリウム、ピータイルの床

真空掃除機を使用し、その他は硬く絞った水ぬぐいモップでゴミを除去し、ワックスを塗布する。なお、水性ワックスを塗布した場合はポリシャーで磨き出しするが、器具の使用できないところは、乾いたモップで磨き出しする。この際、軽易に移動し得るいす、ついたて等の備品類は、移動した上、入念に清掃すること。

③ゴムタイル床

のこ屑を湿らし、ポリシャーにより掃除の上、モップで乾拭きする。

④テラゾー、人造研出床

モップ又は雑巾で十分に水拭き掃除をする。

⑤舗床水洗い

コンクリート舗床は、水洗いの上、ブラシにより洗浄する。

3) 壁、窓、スクリーン等

手の届く範囲でゴミを払い（原則としてクリーナーを用いること。）

必要部分は、清水で雑巾拭きする。

4) コンベクター、ベネシャンブラインド、ダクトパイプ

コンベクターは放熱部分を、ブラインドは羽根1枚ごと両面を、パイプは特に上端を丁寧にちり払いを行う。（原則としてクリーナーを用いること。）

5) カウンター、長押、窓わく、窓台等

クリーナーを用いてゴミを払い、その上を雑巾拭きする。

6) 便所の汚物入れ

便所の汚物は、容器より取り出し、内部を水洗い掃除の上、所定の場所に捨てる。

7) 便器、洗面器具の洗浄

水洗便所及び洗面器スローピング、シンクタンク類は、洗浄剤を用い丁寧に水洗いの上布拭き掃除する。

8) 湯沸流し台、コンクリート又はモルタル塗りの腰

コンクリート腰は、清水で水拭きし、湯沸台は、磨き粉又は洗浄剤で入念に洗い、雑巾拭きをする。

9) たたみ床

クリーナーで掃除の上、乾拭きする。

10) 外構の掃除

落葉・ごみ等の掃除を毎日午前中の早い時期にし、状況に応じて散水（夏季期間のみ）を行う。

11) その他

①湯沸かし室の茶殻及び退庁の際、廊下に出してある紙くずは、所定のところに捨てること。

②スローピングには、ごみ類の流入を防止するため、ワイヤネットのバスケットを備えること。

(2) 定期清掃（該当するものに限る。）

1) アスタイル床、リノタイル床、リノリウム床、ピータイル床

最初、粗掃除をし、次にクリーナーを用い掃除の上、床に付着している汚損物は、指

定剤により丁寧に除去し、石けん温水をもって全面ポリシャーで洗浄の上、汚水を拭き取り、十分乾燥を待ってワックスを均等に塗布する。

水性ワックス使用の場合はポリシャーで磨き立てをするものとする。ただし、交換室のリノタイル床は、洗浄の際床上に滞水させること無く、手早く順次拭き取りをする。

2) テラゾー人造研出床等（隔て板を含む。）

便所隔て板、床、マーブル面（踏台を含む。）階段耳板等は、あらかじめ付着物を除去し、全面ワフシャー等の器具を用い、少量の石けん水により水洗いの上、モップ等で拭き取り、ワックスを擦り込む。水性ワックスを使用の場合はポリシャーをもってつや出しを行ない、ポリシャーを使用できない部分は、ブラシ又は乾布類を用いて磨き出しをする。

3) 天井、壁（階段を含む。）等

壁、天井、窓、照明器具、時計、各種ダクトパイプ類、ブラインド等日常手の届かない箇所は、脚立を用いてクリーナー又ははたきでちり払いのうえ、清水をもって水拭きをする。

照明器具は、照明器具は、シェード、グローブ、チューブ、電球、蛍光灯器具は、丁寧に取り外し、石けん水等をもって水拭きをする。

4) 外部サッシュ、スパンドレル

窓から乾いたモップ又はブラシ等を用い、丁寧にちり払いをする。

5) 窓ガラス（建物内外の窓及び出入口ガラス、スクリーン）

①「サンルックス」は、透明または熱線吸収のフロート板ガラスに比べ、表面反射率が高いため、同じ程度の汚れでも目立ち方が違うため、年1回のクリーニングを行うこと。

②室内側のクリーニングは水拭きで行うこと。なおゴムスキージーを使用する場合には、反射膜に傷がつかないように十分注意すること。

③汚れがひどい場合は、液状中性洗剤で汚れを落とし、水洗いする。なお、グラストーなど砥粒の入った洗剤、酸性あるいはアルカリ性の強い洗剤を使用すると、反射膜に悪影響があるので避けること。

④外壁、内壁のタイルや石などの洗浄の際、ガラスに洗剤が付着しないよう注意すること。

⑤冷暖房用の吹出し空気をガラス面に直接当てたり、ガラスに密着して厚手のカーテンを吊ったり、ロッカーなどの家具を置くと熱割れの原因となるので避けること。

⑥反射膜面を金属や硬質プラスチックなど硬いものでこすると、傷がつくので、避けること。また粘着テープの糊跡が残った時は、カッター等でこそげ取ると、反射膜を削り取る恐れがあるので、絶対にしないこと。このような場合は糊跡にトルエンやアルコールを浸み込ませた布でおおい、こすり取ること。

6) 扉、壁、エレベーターかご内部、同扉、枠及びホールパネル、手あかのついた部分は少量の石けん温水又は清水で入念に拭き取りをすること。

エレベーターかご内部、同扉、枠及びホールパネル等のラッカー塗装部分は、指定研磨剤を用い汚れを落とし、つや出し磨きをする。

7) 打放しコンクリート

サンドペーパー又はワイヤーブラシ類を用い、汚損部分の水洗い清掃を行う。

なお、塔屋、柱梁、手すり等の汚染（すす、煙り、泡、さび）部分は、指定洗浄剤を用

い全面的に水洗いする。この作業のときは、足場を設け、下部の危険防止と養生を行うものとする。

8) 腰、床タイル、洗浄磨き出し

付着物を取り除き、石けん（特に微粒子のもの）又は温水を用い洗浄の上、拭き取り、乾燥後ワックスを塗り、ブラシ又は乾布で磨き上げるものとする。

9) モルタル床磨き

ブラシを用い、少量の石けん水で水洗いする。

10) 窓扉、金具及び出入口靴すり金具磨き

地金のものは磨き粉で、メッキのあるものは指定の研磨剤をもって磨き出し、金具回りの手あか等も薬液又は石けん水を用いて、丁寧に拭き取りをする。

11) 暗渠、マンホール

内部沈殿物を入念に取り除きの上、水洗いをする。

12) 大どい内部、ドレン落口

上端銅版に注意し、内部に堆積しているごみ類をはき取り、特にたてどい落とし口回りは入念に掃除をするものとする。

13) ごみ捨て場

ごみは、別棟ごみ置場を使用すること。